

倒産・解雇・雇い止めなどにより 離職された方へ

平成 22 年度から倒産、解雇、雇用期間満了などで離職した方を対象に、国民健康保険料が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

対象者は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- (1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- (2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇用期間満了などによる離職）

として雇用保険（基本手当等）を受ける方です。

※雇用保険受給資格者証の**離職理由コードが、11、12、21、22、23、31、32、33、34**に該当する方が対象です。

※失業時において 65 歳未満であること。

※高年齢受給資格者及び特例受給資格者の方は対象となりません。

軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されています。

軽減は、前年の給与所得を 30/100 とみなして国民健康保険料を算定します。

軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険（基本手当等）を受ける期間とは異なります。

※届出が遅れても遡及して軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中であれば、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前 1 年以内（平成 21 年 3 月 31 日以降）に離職された方は、平成 22 年度に限り国民健康保険料が軽減されます。

※ただし、平成 21 年度の保険料は対象となりません。

軽減を受けるには？

軽減を受けるには申請が必要です。申請には雇用保険受給資格者証が必要です。

必要なもの

- ・雇用保険受給資格者証
- ・印かん